

葉山町下水道ウォーターPPP
(管路施設管理・更新一体マネジメント) 事業

基本協定書 (案)

令和 7 年 4 月

葉山町下水道課

* 本基本協定書案は、優先交渉権者の構成にあわせ必要な文言調整を行います。

目次

第 1 条	(目的)	1
第 2 条	(定義)	1
第 3 条	(町及び事業者の義務)	1
第 4 条	(SPC の設立)	2
第 5 条	(事業契約の締結)	2
第 6 条	(違約金)	3
第 7 条	(準備行為)	3
第 8 条	(損害賠償)	4
第 9 条	(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)	4
第 10 条	(秘密情報の取扱い)	4
第 11 条	(個人情報の保護)	4
第 12 条	(本協定の変更)	4
第 13 条	(本協定の有効期間)	4
第 14 条	(管轄裁判所)	4
第 15 条	(準拠法及び解釈)	4
第 16 条	(その他)	5
別紙 1	SPC の資本金及び株主構成報告書	6

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業
基本協定書

葉山町下水道ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である葉山町（以下「町」という。）は、代表企業である【●】（以下「事業者代表企業」という。）、構成企業である【●】及び【●】で構成される企業グループ（以下、総称して「事業者」という。）と、本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおりこの基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関して町が実施した公募型プロポーザルにおいて、事業者が本事業の実施を担う者として決定されたことを確認し、事業契約（第2条第1号で定義する。）の締結及びその他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定における用語の定義は、本文中に定義される用語を除き、次の定義に従う。また、この条及び本文中に定義されない用語で町が事業者に対して別途交付する本事業に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）に定義される用語は、要求水準書による。

- (1) 「事業契約」とは、町と事業者との間で締結される本事業の具体的な内容を定める契約をいう。
- (2) 「JV」とは、本事業の維持管理に関する業務、改築に関する業務及び統括管理等に関する業務を行うことを目的として、構成企業である●●、●●及び●●により結成される共同企業体をいう。【※本号は、JV を設立しない場合は削除します。】
- (3) 「本株主」とは、事業者のうち SPC の代表企業である【●】（以下「SPC 代表企業」という。）と SPC の構成企業である【●】を総称していう。なお、SPC の設立前においては、SPC に出資を予定する企業の総称とする。【※本号は、SPC を設立しない場合は削除します。】
- (4) 「SPC」とは、本事業における維持管理に関する業務、改築に関する業務及び統括管理等に関する業務の実施のみを目的として本株主により設立される特別目的会社をいう。【※本号は、SPC を設立しない場合は削除します。】
- (5) 「提案書」とは、事業者が令和●年●月●日付けで町に提出した本事業に係る提案書類一式及び当該提案書類の説明又は補足として事業者が本協定締結日までに町に提出したその他一切の文書をいう。
- (6) 「募集要項等」とは、町が本事業の事業者を募集するための入札に関して公表した令和●年●月●日付けの募集要項その他町が公表した書類（追加又は変更された場合は、当該追加又は変更を含む。）、これらの書類に対する質問回答書及びその他関連資料をいう。

（町及び事業者の義務）

第3条 町及び事業者は、事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

- 2 事業者は、募集要項等に記載の条件を十分に理解し、これに同意したこと及び当該条件を遵守の上、町に対し提案書の提出を行ったことを確認し、提案書に記載の内容を誠実に履行するものとする。
- 3 事業者は、事業契約締結のための協議に当たっては、本事業の優先交渉権選定に係る町の要望事項を尊重する。

(SPC の設立) 【※本条は、事業契約の締結時点で株式会社の SPC を設立する前提で記載しているため、SPC を設立しない場合は削除、株式会社以外の形態の場合は内容を修正します。】

第4条 本株主は、事業契約締結までに、本事業に係る募集要項等及び次の各号に定めるところに従い、会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき SPC を設立し、別段の定めがある場合を除き、これらを SPC の設立時から事業契約が終了する日までを通じて維持するものとする。

- (1) SPC は、会社法に定める株式会社とする。
 - (2) SPC の定款の目的は、本事業の遂行に限定される。
 - (3) SPC は、その定款において、その発行する全部の株式の内容として、会社法第107条第2項第1号イに定める事項を定めなければならない。
 - (4) SPC は、その定款において、以下の事項を定めてはならない。
 - ① 会社法第107条第2項第1号ロに定める事項
 - ② 会社法第140条第5項ただし書に定める別段の定め
 - ③ 会社法第108条第2項各号に定める種類株式の発行に関する事項
 - ④ 会社法第109条第2項に定める株主ごとに異なる取扱いを行う旨
 - ⑤ 会社法第204条第2項ただし書に定める別段の定め
 - ⑥ 会社法第243条第2項ただし書に定める別段の定め
 - (5) SPC は、会社法第326条第2項に規定する定款の定めとして、取締役会、監査役及び会計監査人を設置する旨の定めをおかななければならない。
 - (6) SPC の資本金及び株主の構成は別紙1記載のとおり（ただし、資本金の額を増加させる場合を除く。）としなければならない。
 - (7) SPC の本店所在地は葉山町内とする。
- 2 本株主は、事業契約の期間中、町の書面による事前の承諾なくして、普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。また、本株主は、事業契約の期間中、町の書面による事前の承諾なく、SPC の株式の発行、新株予約権の発行及び行使、SPC 株式又は新株予約権の譲渡その他の行為により、SPC の株式保有割合（潜在的な株式に係る保有割合を含む。）を変更することはできない。
- 3 本株主は、SPCの設立後速やかに、SPCが設立された旨、SPC設立時の代表取締役、取締役、監査役及び会計監査人（以下、本条において「役員等」という。）並びに本株主の保有するSPCの株式数を、SPCの登記事項証明書、定款（原本証明付写し）及び株主名簿（原本証明付写し）を添えて町に報告しなければならない。SPCの設立後に、役員等の改選（再任を含む。）、定款の変更及び株主名簿の記載内容の変更があった場合も同様とする。
- 4 本株主は、SPCの設立後遅滞なく、本協定に基づく地位をSPCに承継する。

(事業契約の締結)

第5条 町及び事業者は、事業契約を令和●年●月を目途として締結する。

2 前項の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、事業者（第5号にあっては、その役員又は使用人を含む。）のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、これを理由に町は事業契約を締結しないことができる。

- (1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店等の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（葉山町暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第4号に規定する暴力団員及び暴力団員で

なくなった日から5年を経過しない者をいう。以下この項において同じ。)であると認められるとき。

- (2) 暴力団(葉山町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用したと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請負等の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら契約を締結したと認められるとき。
- (7) (1) から(5) までのいずれかに該当する者を下請負等の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、町が事業者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらずこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において準用する場合を含む。))に規定する納付命令)が確定したとき。
- (9) 本契約に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき(事業者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人について刑が確定したときを含む。))。
- (10) 事業契約の締結までに、事業者のいずれかが、募集要項において提示された入札参加資格の一部又は全部を喪失したとき。

(違約金)

第6条 事業者は、本協定締結後において、本事業の入札手続きに関し、前条第2項第1号から第10号のいずれかに該当することとなった場合は、町が契約を解除するか否かにかかわらず違約金としてサービス対価の10分の1に相当する額を町の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、事業者は、連帯して前項の規定による違約金の支払義務を負担する。

3 前2項に定める違約金は違約罰であって、第8条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(準備行為)

第7条 事業者は、事業契約締結前であっても、自己の費用と責任において、募集要項等に記載された条件を遵守するために必要な準備行為を行うことができ、町は、必要かつ可能な範囲で、事業者に協力する。

2 事業者は、前項の準備行為について町からの要請がある場合は、町と適宜、協議を行い、町の指示に基づいてこれを実施する。

(損害賠償)

第8条 事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合、既に町及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、全て事業者の負担とする。

2 前項の場合において、町に損害が生じた場合は、町は事業者に対し損害賠償請求をすることができる。

3 町及び事業者いずれの責めにも帰すべからざる事由により、事業契約の締結に至らなかった場合には、町及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とする。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第9条 事業者は、町の事前の書面による承諾なく、本協定上の地位及び本協定に基づく権利義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。ただし、本協定第4条第4項の規定に従いSPCに承継する場合を除くものとする。

(秘密情報の取扱い)

第10条 事業者は、本事業の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 事業者は、本事業に関して知り得た個人情報を他人に漏らし、又は本事業の範囲を超えて使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(本協定の変更)

第12条 本協定の変更は、町及び事業者が事前に書面により合意した場合にのみ行うことができるものとする。

(本協定の有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から事業契約が締結された日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、事業契約が締結されるに至らなかった場合には、事業契約の締結の不成立が確定した日をもって本協定は終了するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間の終了後も、第6条、第8条から第12条、本項、第14条及び第15条までの規定は、本協定有効期間の満了後も効力を有するものとする。【※SPCの設立の有無により、引用条項を修正します。】

(管轄裁判所)

第14条 町及び事業者は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、横浜地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(準拠法及び解釈)

第15条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

2 本協定及び関連書類、書面による通知は日本語で作成される。また、本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は日本語とする。

(その他)

第16条 本協定に定めのない事項については、町及び事業者が別途協議して定める。

本協定締結の証として、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年(●●●●年)●月●日

町 所在地 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135 番地
代表者 葉山町下水道事業管理者
葉山町長 山梨 崇仁 印

事業者
(事業者代表企業)
[住所]
[氏名] 印

(構成企業)
[住所]
[氏名] 印

(構成企業)
[住所]
[氏名] 印

※全ての構成企業と協定を締結します。

別紙 1 SPC の資本金及び株主構成報告書

【本別紙は、SPC を設立しない場合又は株式会社以外の形態とする場合は削除します。】

SPC の資本金 金●円

株主構成

	出資金額(千円)	株式数(出資割合(%))
SPC 代表企業		●株(●%)
[●●●●]		●株(●%)
[●●●●]		●株(●%)
[●●●●]		●株(●%)
[●●●●]		●株(●%)
[●●●●]		●株(●%)
合計		●株(100%)